



# 日刊 労働千葉

国鉄千葉労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号(労働組合館)  
電話{(鉄電) 千葉 2935・2936番  
(公) 043(222) 7207番}

93.5.21 No. 3796

# 労務政策業マタタクさん一の次に!

五月十九日、申二九号(スト  
対策の問題点)の第四回目の団  
交が開催された。今回、スト  
終了後の運転状況報告書の取扱  
いについての交渉経過を、前回  
交渉からの経過も含め報告する

組 (スト参加者の運転状況報告  
書の提出について、組合員の  
職場立ち入りが拒否されたた  
め、やむなくスト終了後に一  
括して提出したところ、受取  
りを拒否したことについて)

当 勤務終了時に運転状況報告  
書の提出が義務づけられてい  
る趣旨は、列車運行上、安全  
性の確保・確認等にとって必  
要なものだからのはずだ。何  
故それを受け取らないのか。

組 運転状況報告書は、個々人が  
提出するものであり、次仕業  
のときに出してもらえばいい  
。異常があった場合は、電話  
などで報告できるのであり  
。それで対応できる。

組 われわれとしても、別に組  
合でまとめて提出することであ  
りは思っていない。会社側が  
ストを終了した者も一切職場  
に入れないという対応を行つ  
たため、運転状況報告書を提  
出することができます。組合が預  
かり届けただけだ。そうした  
所現場では判断できず、支社  
にお伺いをたて「受け取らな  
い」となったことで混乱した  
運転状況報告とは何か、と  
いうことを考えれば、当然そ

の運転状況報告書の提出が、い  
たときでいいということだ  
しても、まずは一刻も早く受  
け取り、その後必要なことが  
あれば、次勤務の出勤時に本  
人と再確認すればいいではな  
いか、と言つてもつていつた  
のではないか。

組 本人との確認が必要なこと  
は否定しない。だから組合と  
は否認しない。でも、組合と  
しては、まずは一刻も早く受  
け取り、その後必要なことが  
あれば、次勤務の出勤時に本  
人と再確認すればいいではな  
いか、と言つてもつていつた  
のではないか。

組 言つていることは、初めか  
ら全く回答になつていない。  
運転状況報告は単なる紙切れ  
ではないはずだ。

当 会社側の考え方は、今日回  
答したとおりだが、次回もう  
一度整理して回答したい。

組 前回も質問したが、運転事  
故・責任事故等が発生した場  
合はどうするのか。

当 即対応しなければならない  
ときは、関係箇所と調整した  
なかで、組合とも連絡をとつ  
てストの解除も含め、要請し  
合はどうするのか。

組 結局、一切戸舎には入れな  
いということだけ決定してお

の日のうちに提出すべきもの  
ではないか。会社の主張は、  
いつでもいいように聞こえる  
が、どう考えているのか。

組 運転状況報告の提出が、い  
つでもいいという根拠は何か  
かしスト時は異常時だから次  
勤務の時ということになる。

組 無線でやりとりしているか  
ら運転状況報告など後でいい  
と言うのでは、運転状況報告  
の提出を定めていることの意  
味は何なのかな。もう一点、こ  
の間の交渉のなかで会社自身  
スト時は作業標準は関係ない  
とは言つてこなかつたはずだ

いて、運転状況報告をどうす  
るかなど頭の片隅にもなかつ  
たということではないか。

組 無線でやりとりしているか  
ら運転状況報告など後でいい  
と言うのでは、運転状況報告  
の提出を定めていることの意  
味は何なのかな。もう一点、こ  
の間の交渉のなかで会社自身  
スト時は作業標準は関係ない  
とは言つてこなかつたはずだ

ものであり、スト時まで想定  
はしていない。後日の報告で  
全く問題はない。

組 実際、JR総連から  
の問題も起こらないことでは  
ないか。実際、JR総連から  
の申し入れが出されるまでは  
会社自身、そのようにやつて  
いたではないか。

組 業務とは何ぞや、安全とは  
何ぞやという問題は二の次な  
のか。職場に入れないなどと  
いう労務政策のために、業務  
のことを二の次にしてしまつ  
ていいのか。

組 安全に係わる問題について  
この場合はこう、別の場合こ  
う、と好き勝手判断すること  
などできないはずだ。規定類  
は誰が判断しても同じ解釈に  
ならなければおかしいはずだ

組 事実としてつっぱつてしまお  
りしてるので問題ない。  
ぎ交換時の引継ぎ等でやり取  
りやつてしまつたから、既成  
のようない態度は問題だ。何故  
勝手な判断で定められた取り  
扱いを変えられるのか。作業  
標準との関係で今回の回答はど  
のよう位置づけになるのか  
けるやり方を定型的に定めた